

パートタイマー就業規則

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合パートタイマー就業規則

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、宮川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）に雇用されるパートタイマーの就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めた事項のほか、パートタイマーの就業に関する事項は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令に定めるところによる。

(パートタイマーの定義)

- 第 2 条 この規則においてパートタイマーとは、第 2 章に定めるところにより雇い入れられた者で、1 日又は 1 週間の所定労働時間が一般社員より短い者をいう。

(遵守義務)

- 第 3 条 パートタイマーは、この規則並びに業務上の指示命令を遵守して、誠実に職務に従事しなければならない。

第 2 章 人 事

(採用)

- 第 4 条 組合は、パートタイマーとして就業を希望する者より、第 5 条に定める書類を提出させて、選考の上適当と認められた者をパートタイマーとして雇い入れる。

(提出書類)

- 第 5 条 パートタイマーとして就業を希望する者は、別に定める書式に従い、次の各号の書類を組合に提出しなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 誓約書
 - (3) その他人事管理上必要な書類
- 2 前各号の書類は、組合が必要を認めない場合はその一部を省略することができる。

(退職)

第 6 条 パートタイマーが次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 退職希望が承認されたとき。

(退職手続)

第 7 条 パートタイマーが退職を希望するときは、事前に組合にその旨を願い出なければならない。

(解雇)

第 8 条 組合は、パートタイマーが次の各号の一に該当するときは解雇することができる。

- (1) 勤務状況が甚だ悪いとき。
- (2) 業務上の指示命令に従わないとき。
- (3) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないとき。
- (4) 懲戒解雇事由に該当するとき。
- (5) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

(解雇予告、予告手当)

第 9 条 組合は、前条による場合は、法令の定めに従って 30 日前に予告するか、又は、平均賃金の 30 日分の予告手当を支給して、解雇するものとする。

第 3 章 勤 務

(勤務時間)

第 10 条 パートタイマーの所定労働時間は、休憩時間を除き原則として 1 日 5 時間程度とする。

(休憩)

第 11 条 パートタイマーの休憩時間は 1 時間とし、12 時から 13 時までとする。

(休日)

第 12 条 パートタイマーの休日は、宮川下流漁業協同組合就業規則第 19

条を準用する。

- 2 組合は前項の休日について、業務上必要ある場合は休日振替えをすることができる。

(年次有給休暇)

- 第 13 条 週の所定労働日数が 4 日以下のパートタイマーに対しては、下表に掲げる日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数									
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月 以上
4日	169～ 216日	7日	7日	8日	9日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
3日	121～ 168日	5日	5日	6日	6日	7日	7日	8日	9日	10日	10日
2日	73～ 120日	3日	3日	4日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	7日
1日	48～ 72日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 年次休暇をとろうとする者は、所定の手続きにより、指定日の前日までに組合長に届け出しなければならない。
- 3 当該年次休暇は 2 年間有効とする。

(休日勤務)

- 第 14 条 業務上必要のある場合は、前条の休日に出勤させることができる。

第 4 章 遵守事項

(遵守事項)

- 第 15 条 パートタイマーは次の事項を守らなければならない。
- (1) 組合の名誉又は信用を傷つけないこと。
 - (2) 組合の機密事項をもらさないこと。

第 5 章 賃 金

(賃金)

- 第 16 条 パートタイマーの賃金は、次のとおりとする。
- (1) 基本給
 - 2 基本給は時間給とする。

(支払日)

第 17 条 賃金は、通貨で直接本人に、原則として毎月末（休日に当たるときはその前日）に 1 日から月末までの分の全額を支払う。

(賞与)

第 18 条 賞与は業績に応じ、前年の 6 月 1 日から当年の 5 月末日分を 6 月に、支給日に在籍する者に対して支給することがある。支給基準はそのつど決定する。

第 6 章 災害補償

(災害補償)

第 19 条 パートタイマーが業務上負傷し、疾病にかかった場合は、すべて労働者災害補償保険法の定めるところによるものとする。

第 7 章 雑 則

(その他)

第 20 条 この規則に定めのない事項については、理事会に諮り決定する。

附則

この規則は平成 14 年 7 月 8 日より施行する。